

ご来院の患者様へ

一般名処方について

当院では、薬剤を一般名で処方する場合があります。

一般名処方とは、医師が患者様に必要な薬剤を「商品名」ではなく「成分名」で表記した処方のことです。

一般名処方は同じ成分であれば薬価が低いお薬を調剤できる場合があります、医療費軽減につながります。

また、一般名処方により同じ成分であれば同じ効果が期待できるため、供給が不安定な医療品を調剤する患者様への安全性が高まります。

ただし、一般名処方は医療用医薬品として承認された商品と異なる名称が処方箋に記載されるため、患者様が混乱されることがあります。

当院では薬剤の供給状況に配慮しながら、一般名処方の趣旨を患者様に説明するよう心がけておりますが、ご不明な点はお気軽に医師にお問い合わせください。

令和5年4月1日

医療法人整和会 副島整形外科